

※詳しくは圖にお問い合わせください。

## 20歳になったら国民年金

圖健康生活課国保年金係 ☎ 63-1327  
玉名年金事務所 ☎ 74-1638

日本に住む20歳～60歳未満の全ての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。(20歳になる前に就職し、厚生年金などに加入している人は手続き不要)

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや一家の働き手が亡くなったときなど、私たち自身や私たちの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると、年金が受けられないこともありますので、忘れず国民年金に加入し、保険料を納めましょう。

学生や収入が少ないため保険料を納めるのが難しい人は、「学生納付特例」や「納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

### 年金手帳は大切に保管を

公的年金制度では、全ての制度に共通して使われる基礎年金番号が用いられています。加入記録や保険料の納付状況を管理する番号で、年金についての手続きに必要です。大切に保管してください。



## 有明広域行政事務組合庁舎移転のお知らせ

圖有明広域行政事務組合 ☎ 57-5111

1月4日(水)から、有明広域行政事務組合事務局庁舎と荒尾・玉名地域結婚サポートセンターは玉名市役所岱明支所3階に移転し、業務を開始します。



●変更後住所 〒869-0292  
玉名市岱明町野口2129番地

●変更後連絡先  
・事務局 ☎ 57-5111 FAX 57-5222  
・荒尾・玉名地域結婚サポートセンター  
☎ 57-5144 FAX 57-5145

## 危険は日常生活の中に潜んでいます！ 消費生活センターからのお知らせ

圖消費生活センター ☎ 63-1173

### 1. 使い捨てカイロでの低温やけどにご注意を！

低温やけどとは、カイロや湯たんぽなど体温より少し高め(44℃～50℃)のものに長時間触れ続けることで、ひりひりとした痛み、赤みや水ぶくれの症状が出ることです。皮膚の奥深くで進行し、見た目より症状が重く治るのに時間がかかります。

カイロを当てた場所を下にして寝転んだり、サポーターなどで強く圧迫すると、血流が抑えられ、皮膚の温度が上がり低温やけどの原因となります。また、靴下用カイロを、靴下を履かずに使用したり、他の部位に使用したりすると、思った以上に高温になり、低温やけどが引き起こされる場合もあります。

必ず衣類の上からカイロを貼り、長時間同じ箇所当てたり、圧迫したりしないようにしてください。また、貼ったまま眠らないようにしてくだ

さい。低温やけどになった場合は、軽症だと安易に考えずに医療機関に相談してください。

### 2. プロバイダー変更の勧誘電話にご注意を！

全国的にプロバイダー勧誘業者が増えていて競争が激化している関係で、勧誘の電話が非常に多くなっています。

乗り換えた場合の金額や、今使っているプロバイダーの解約料などを見比べて慎重に契約してください。うっかり契約してしまったけれど解約したいという場合、初期契約解除ができる場合があります。また、過ぎた場合でも勧誘方法や契約書に不備があれば解約できる可能性があるため、諦めずに業者に申し入れるか、消費生活センターにご相談ください。

「断りきれず契約をしてしまった・・・」「困ったな」「怪しいな」そんなときは、消費生活センターにご相談ください。

## 小学生の皆さんから 平成29年度 広報あらの題字を募集します

圖秘書広報課戦略広報室 ☎ 63-1157

毎年たくさんのご応募をいただく広報あらの表紙に掲載する題字を募集します。

採用された人には、学校のお昼休みに広報担当者がインタビューに伺います。小学生の皆さんのたくさんの力作をお待ちしています。

●対象 市内の小学校に通う新1～6年生

●応募方法 縦12cm×横33cmの白用紙に横書きで「あらの」と墨書きし、作品に①住所②名前(ふりがな)③学校名④新学年⑤電話番号を書いた紙を添えて、秘書広報課へ持参(土・日・祝日・年末年始を除く)するか郵送で応募

●応募期限 1月31日(火) 必着

●採用者の発表 広報あらの3月号で12人の採用者を発表します。応募多数の場合は抽選です。これまで未掲載の人を優先して採用します。



### ●注意事項

①採用された人は広報あらの市ホームページに学校名・学年・名前・インタビュー・顔写真を掲載します。

②応募作品は返却しません。また、応募してもらった題字に色をつけるなどの加工をする場合があります。

### ●応募先

〒864-8686 (住所不要)  
荒尾市役所 秘書広報課 「題字」係

## 荒尾市ふるさと応援寄付金のPRにご協力をお願いします

圖政策企画課企画統計係 ☎ 63-1274

ふるさと納税制度とは「生まれ育ったふるさとを応援したい、自分と関わりが深い地域に貢献したい」という人が、その自治体に寄付した場合、個人住民税・所得税が一定額まで控除される制度です。平成20年の創設以来、これまでに約1,612万円(281件)の寄付をいただきました。

お寄せいただいた寄付金は「荒尾市ふるさと応援基金」として積み立て、本市の活性化のため、寄付者が指定した事業に活用します。

市外の家族や知り合いが帰省された際には、荒尾市へのふるさと応援寄付金のPRをお願いします。

### ●寄付の状況(平成28年10月末現在)

事業の種類	件数	金額
歴史・文化振興	36件	83万4千円
地域の元気づくり	18件	42万円5千円
子育て支援	39件	100万3千円
生きがい・医療・福祉等支援	45件	222万3,500円
自然・環境保全	17件	38万500円
市長におまかせ	126件	1,126万3,511円
合計	281件	1,612万9,511円

### ●寄付金控除額

寄付金の2千円を超える部分について、居住地の住民税(所得割)の2割ほどを限度に、原則として、所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されます。

### ●申込方法

申込書は電話などで政策企画課へご請求いただくか、市ホームページから取り寄せてください。

※市ホームページからの申し込みもできます。

### 21種類のお礼の品を用意しています

